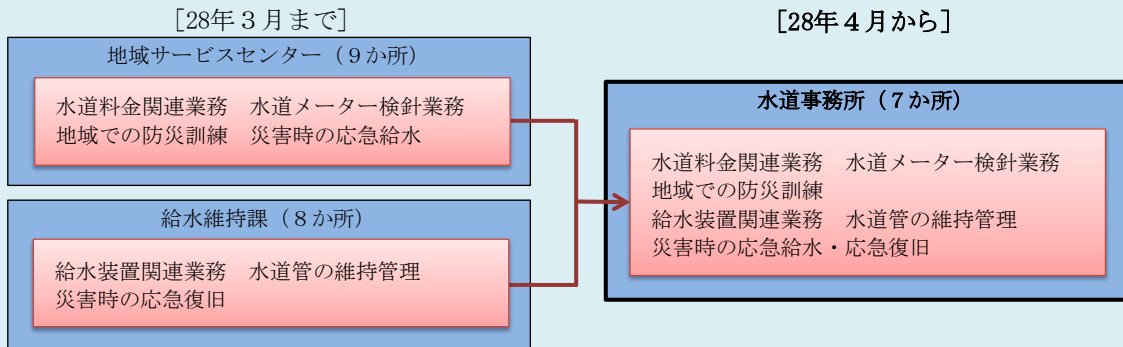


上手に使おう 横浜の水
～健康と豊かな暮らしは 蛇口から～

平成 28 年 4 月 1 日から 水道局のサービス体制が変わります

お客さまに身近なサービスを提供している 9 か所の地域サービスセンターと 8 か所の給水維持課の事務所や所管エリアを整理統合し、4 月から市内 7 か所の「水道事務所」として生まれ変わります！

■ サービス体制の変更の概要



■ 水道事務所の一覧

担当する行政区	事務所名	所在地
港北区・都筑区	菊名水道事務所	港北区大豆戸町155 (菊名ウォータープラザ内)
鶴見区・神奈川区	鶴見水道事務所	鶴見区鶴見中央3-4-12
旭区・泉区・瀬谷区	三ツ境水道事務所	瀬谷区二ツ橋町553
緑区・青葉区	青葉水道事務所	青葉区大場町41-1
西区・中区・南区・保土ケ谷区	中村水道事務所	南区中村町4-305 (中村ウォータープラザ内)
港南区・磯子区・金沢区	洋光台水道事務所	磯子区洋光台6-10-1
戸塚区・栄区	戸塚水道事務所	戸塚区上倉田町418

水道事務所では、水道管の維持管理などを行うとともに、水道料金の徴収、メーター検針の際の地域の見守りなどを行い、地域のお客さまに身近なサービスを一元的に提供します。また、災害時には、迅速な応急復旧や応急給水活動を行います。

このように水道事務所は、お客さまの暮らしをサポートし、安心・安全に暮らせるまちづくりのための重要な役割を担い、お客さまが快適な生活を送れるよう地域に根ざしたサービスを展開していきます。

また、お客さまに水道について興味・関心を持っていただき、さらにご理解いただくために、区役所や自治会町内会などと連携してニーズを伺いながら、地域に向いて情報を発信していきます。

水道に関するお問い合わせは、4月1日以降も引き続き、
水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。

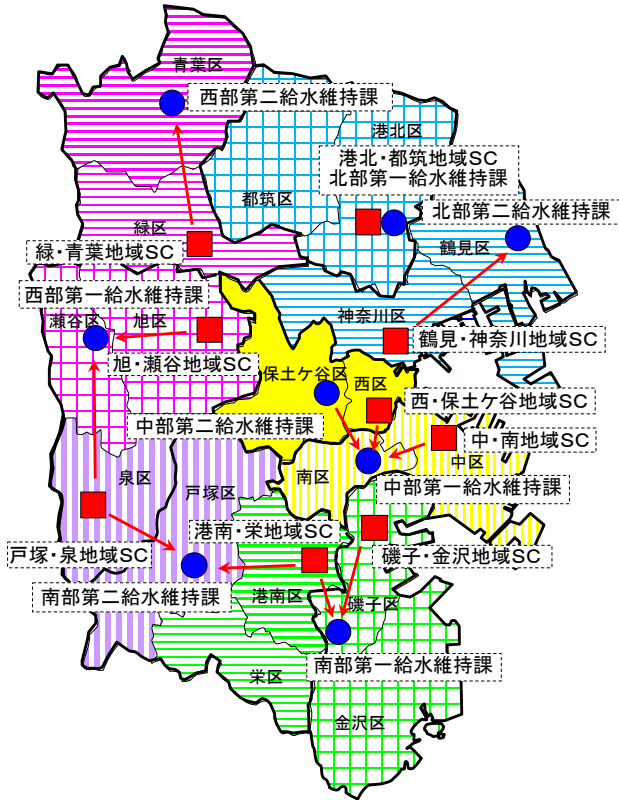
TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281

※ 365日24時間受け付けています。おかけ間違いのないようご注意ください。

【参考】整理統合前及び新たな体制

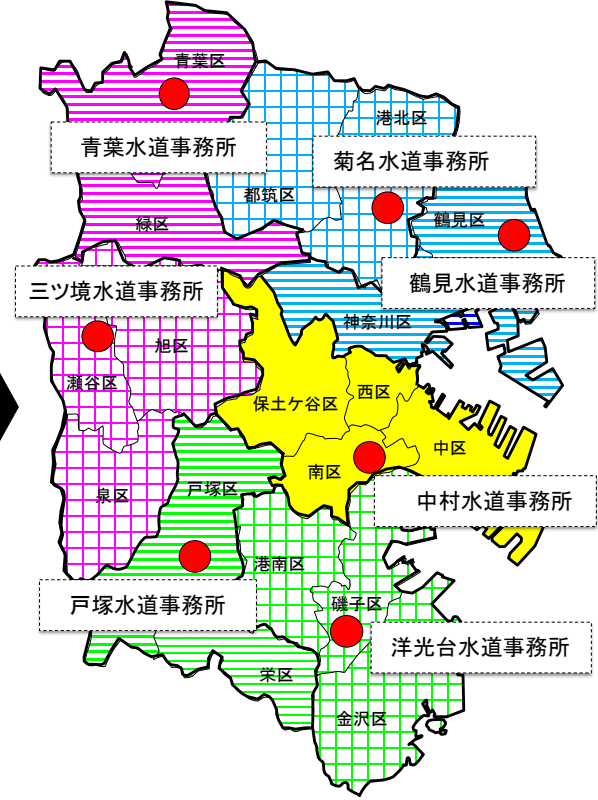
整理統合前の体制

■ 地域サービスセンター (地域SC) 9か所	網掛け 地域サービスセンター (地域SC)の所管エリア
● 給水維持課 8か所	— 給水維持課の所管エリア



新たな体制 (28年4月から)

● 水道事務所 7か所	— 水道事務所の所管エリア
--	---------------



お問い合わせ先

水道局経営部担当課長 (改革改善担当) 宍戸 由範 Tel 045-633-0108